

埼玉純真短期大学 自己点検・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）学則第2条及び第43条、教授会規程第9条、委員会規程により、本学の教育研究水準の向上を図り、短期大学設置の目的及び社会的使命を達成するため設置する自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 学長
- (3) 委員 若干名

2 委員長は、学長が任命する。

3 委員会に書記を置く。書記は事務担当者とし、議事録を作成する。

4 委員は、本学委員会規程第7条に基づき、教授会構成員の中から委員長が指名する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が召集し定期的に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 委員会の議長は委員長が行う。委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

5 委員会が必要と認めるときは、他の教職員の委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則の自己点検・評価関係事項及び自己点検・評価に関わる規則等の制定・改廃に関する事項
- (2) 自己点検・評価の基本方針及び実施計画に関する事項
- (3) 自己点検・評価の項目設定に関する事項
- (4) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善措置の提言に関する事項

- (6) 自己点検・評価の公表に関する事項
- (7) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (8) 認証評価機関による認証評価への取組みに関する事項
- (9) 外部評価・相互評価の実施に関する事項
- (10) 委員会活動に関わる自己点検・評価及び認証評価に関する事項
- (11) その他、自己点検・評価及び認証評価に関する事項

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、年度途中で就任した委員の任期は、当該年度末までとする。

2 委員は再任することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、事務担当者が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、学長の承認を得て、教授会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。